公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１５７号
宮城県遠田郡涌谷町字北田165番地12
債務者　荒井　雅臣
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
兵庫県川西市水明台４丁目１番地の18
債務者　東　　良彦
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９４号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番２―504号
債務者　福村　禎晃
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０１号
兵庫県伊丹市千僧３丁目35番地ハイツマエダ303号
債務者　多幸楽こと　出島　啓子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３８２号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目108番地　サンハウスあさひの７Ｃ
債務者　堤　　真二
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３２号
名古屋市北区若葉通１丁目15番地の２　アマーレ若葉通1502号
債務者　ＧｒａｎｔことＲｕｓｈこと　浅井　健二
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　淳也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２９号
京都府木津川市加茂町里東鳥口42番地　レオパレス蘭201号
債務者　西窪　大介
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　路絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
山口県防府市敷山町38番７号
債務者　尾崎　博己
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板村　憲作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
長崎県西海市西彼町亀浦郷1264番地
債務者　村本マサエ
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　憲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
宮崎県延岡市山下町３丁目４番地６　山下ハウス102
債務者　前田　英明
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２１６８号
札幌市西区琴似１条４丁目２番13―411号
債務者　井関　　智
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　博和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２０号
愛知県尾張旭市白鳳町１丁目25番地　ノーブル白鳳302号
債務者　河野　泰貴
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　康昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４７４号
名古屋市西区清里町69番地の89　市営比良荘東２棟405号
債務者　稲垣　美奈（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　光宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２２号
埼玉県草加市旭町５丁目12番８号　指田ハイツ201号
債務者　小島　敦子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７５７号
横浜市鶴見区岸谷４丁目５番15号　ヴィラ岸谷Ａ棟101
債務者　南　　義則
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂子　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４号
長野市大字鶴賀1056番地１　ピュア37・203号
債務者　山田　一樹
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係